

令和3年 第16回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第76号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

議案第77号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

議案第78号 衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について

議案第79号 衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の選任について

議案第80号 衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

議案第81号 衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の選任について

2 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和3年10月31日（日）午前10時00分～
- ・令和3年11月19日（金）午前10時00分～
- ・令和3年12月1日（水）午前10時00分～

議案第76号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における福岡市役所1階市民ロビー期日前投票所の投票管理者の変更について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年10月28日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

専決第6号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の変更について

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における福岡市役所1階市民ロビー期日前投票所の投票管理者を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月24日

福岡市南区区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び第3項（並びに同法施行令第24条第1項及び第3項）並びに最高裁判所裁判官国民審査法第12条第1項（及び同法施行令第4条）の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

議案第77号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における福岡市役所1階市民ロビー期日前投票所の投票立会人の変更について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年10月28日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

専決第7号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人の変更について

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における福岡市役所1階市民ロビー期日前投票所の投票立会人を次のように変更する必要があるが生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月24日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。議案第53号

議案第78号

衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、南区第1開票区及び南区第2開票区において候補者届出政党又は候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和3年10月28日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第19条第2項の規定による。

議案第79号

衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の選任について

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、南区第2開票区において候補者届出政党又は候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が3人に達しないため、次の者を開票立会人に選任する。

令和3年10月28日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第9項の規定による。

議案第80号

衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、南区第1開票区及び南区第2開票区において衆議院名簿届出政党等から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和3年10月28日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項の規定による。

議案第81号

衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の選任について

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、南区第2開票区において衆議院名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が3人に達しないため、次の者を開票立会人に選任する。

令和3年10月28日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第9項の規定による。